

## 第1 請求の内容

### 1 請求人

- (1) 春日井市〇〇〇  
〇〇 〇〇
- (2) 春日井市〇〇〇  
〇〇 〇〇

### 2 請求書の提出

平成31年4月11日

### 3 請求の内容

本件請求の要旨は、請求書及び補正書並びに陳述の内容から次のとおりであると解した。なお、請求書は、末尾に掲載した。

#### (1) 請求の趣旨

ア 平成30年4月12日から13日にかけて富山県黒部市で行われた春日井市議会議員親睦会（以下「親睦会旅行」という。）に、当時の議会事務局長（以下「前事務局長」という。）は年次有給休暇を取得のうえ参加費を支払って参加した。

イ 前事務局長が支払った参加費は、春日井市議会議員（以下「議員」という。）で構成される春日井市議会議員親睦会（以下「議員親睦会」という。）が支払った参加者一人当たりの旅行経費より著しく少額である。これは、議員親睦会からの供応接待であり、春日井市の一般職員に求める職務規律に規定する利害関係者からのもてなしそのものである。利害関係者から供応接待を受ける行為は国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）においても違反する行為であり、当然にして地方公務員においてもその規定は準用される。さらに、前事務局長は春日井市議会議員親睦会規約（以下「議員親睦会規約」という。）第8条第2項により議員親睦会に係る経理事務（以下「本件経理事務」という。）を委嘱され、その経費等の詳細を把握する立場にあったにもかかわらず少額の負担額で親睦会旅行に参加したことは重大な不正である。

また、前事務局長が職務上利害関係のある議員の私的な親睦会旅行に参加したこと自体が、春日井市の一般職員に求める職務規律に規定する市民に疑念を抱かせる行為であり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条（信用失墜行為の禁止）においても違反する行為である。

したがって、前事務局長のこれらの行為は懲戒処分の対象である。

ウ 議員親睦会は議員相互の親睦を図ることを目的とする私的な団体であり、議員親睦会の活動は春日井市議会（以下「議会」という。）及び議員にとって公務ではない。つまり本件経理事務は議会事務局が関与する公務ではない。しかるに前事務局長が本件経理事務を受嘱し当該事務を議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）に行わせたことは、本来の議会事務局の職務を妨害した職権濫用・越権行為であり、地方公務員法第 30 条、同第 32 条、同第 35 条及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 193 条において違法である。したがって、前事務局長及び事務局職員が本件経理事務を行ったことは「職務に専念する義務」を明白に逸脱し、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき公務員にふさわしくない行為であり、これらの行為は懲戒処分の対象である。

エ 本件経理事務は春日井市議会事務局処務規程（昭和 57 年春日井市議会告示第 2 号）に該当しない公務外のものであり、それらに要した事務局職員の人件費及び事務経費に係る公金支出は、違法・不当な財務会計上の行為である。

## (2) 措置要求

本件経理事務に要した事務局職員の人件費及び事務経費の損害が春日井市に生じているので、前事務局長に対し当該損害を春日井市に返還すること、前事務局長に対する違法・不当行為に係る懲戒処分を行うこと、市民に疑念を抱かせる親睦会旅行に今後参加しないこと、公務でない議員親睦会に係る一切の事務等を直ちに止めることを請求する。

## 第 2 監査執行上の除斥

本件請求に係る監査の執行において、請求書の提出時に監査委員であった梶田高由監査委員及び水谷忠成監査委員（平成 31 年 4 月 30 日付け任期満了）並びに令和元年 5 月 20 日に就任した村上慎二郎監査委員及び林克巳監査委員は、議員親睦会の会員であり、議員親睦会収支に直接利害があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

## 第 3 要件審査

本件請求は、地方自治法第 242 条に規定する要件を備えているものと認め、監査を実施した。

## 第 4 監査の実施

## 1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和元年5月14日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、追加の証拠の提出があり、請求人2名は陳述を行った。

## 2 監査対象事項

事務局職員が本件経理事務を行うに当たり、違法・不当な公金の支出が認められるか否かを監査対象とした。

なお、地方自治法第242条に規定する住民監査請求は職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通地方公共団体の被った損害に対し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的としている。よって、請求人は前事務局長が議員親睦会から供応接待を受けたとする行為について、懲戒処分等の措置をとるよう求めているが、財務会計上の行為に当たらず、また、請求人が求めることができる措置に該当しないことから、監査の対象とはならない。

## 3 監査対象部局調査

議会事務局職員（議会事務局長、議事課長等）に対して説明を求め調査を行った。

## 第5 監査の結果

### 1 確認した事実

議会事務局への調査及び関係資料により、次の点について確認した。

#### (1) 議員親睦会について

議員親睦会規約によると、議員親睦会は、議員相互の親睦を図ることを目的とし（第2条）、春日井市議会議員をもって会員としている（第3条）。適当な時期と方法により親睦会を開催し（第5条第1項）、会員又は会員の家族で死亡又は病床等のときは香典又は見舞金を贈るとしている（第5条第2項及び第3項）。親睦会に要する経費は、会費及び寄付金をもって充て（第6条第1項）、会長は毎年4月末日をもって出納閉鎖し、会計報告をなすものとし（第8条第1項）、経理事務については、市議会事務局にこれを委嘱することができる（第8条第2項）としている。

#### (2) 議員親睦会に係る議会事務局の見解について

##### ア 議員親睦会の位置づけについて

議員親睦会は、加入については全ての議員を対象としており、特定の会派や一部の議員を対象としたものではなく、その活動は、会派を越え

た議員間の情報交換、情報共有を図ることで、円滑で効率的・効果的な議会運営と活発な議会審議及び諸活動に資するものとしていた。

イ 議員親睦会との関わりについて

議会事務局は議会及び議員の活動を補助する役割を担っていることから、議員親睦会における慶弔や福利厚生などの事務を行うことは、春日井市議会事務局処務規程第3条第25項（その他議会及び議事に関すること。）に含まれるものとして捉え、議員が議員活動や政務活動に専念できるよう議会及び議員の活動をサポートする議会事務局の業務に含まれるものとしていた。

ウ 本件経理事務を行うことについて

議員親睦会規約第8条第2項において議会事務局長に経理事務を委嘱することができる」と規定される本件経理事務について、これを受嘱することについては、議会及び議員の活動をサポートすることに含まれることから、問題ないと判断していた。

(3) 議員親睦会規約第5条第1項により実施された親睦会旅行に係る事務局職員が行った事務について

ア 親睦会旅行の出欠についての取りまとめ

議員親睦会会長（以下「会長」という。）が常時在席はしていないこともあり、会長から会員宛の開催案内文書に「出欠につきましては、3月30日（金）までに事務局へ御連絡ください。」と記載されていた。事務局職員は、会員から口頭による出欠の連絡を受け、取りまとめを行っていた。

イ 親睦会旅行に関する内容や費用についての旅行会社との折衝

事務局職員は旅行の内容や費用に関する旅行会社との折衝を行っていなかった。旅行代金については、旅行会社から議員親睦会へ請求書が届けられ、議員親睦会からの依頼により、会長名義の口座から請求金額を引き出していた。

ウ 開催案内文書等の作成及び配付について

議員親睦会に係る文書のデータは、会長が保管するUSBメモリに保存されていた。事務局職員は、議員親睦会から開催案内や収支明細等の文書作成の依頼があったときは、当該USBメモリを預かり作成作業をしていた。作成した文書は会長に確認の上、事務局職員が印刷し文書棚経由で会員へ配付していた。案内文書控等のファイルは会長が保管していた。

エ 記念写真現像代について

議員親睦会費収支明細に記載のあった記念写真現像代について、記

念写真に係る写真業者との対応は議員親睦会が行っており、事務局職員は議員親睦会からの依頼により会長名義の口座から現像代を引き出していた。

(4) 親睦会旅行以外の事務について

ア 香典及び見舞金品について

議員親睦会規約第5条第2項及び第3項による香典又は見舞金品の支出が発生した際は、議員親睦会からの依頼により事務局職員が会長名義の口座から必要額を引き出していた。香典袋等は議員親睦会の在庫のものを使用し、議会事務局所有の公費購入のものとは区別して使用していた。

イ 新年名刺交換会出席者会費について

議員親睦会費収支明細に記載のあった春日井市役所で実施される新年名刺交換会の出席者会費について、議員親睦会からの依頼により事務局職員が会員分の会費を会長名義の口座から引き出し、市へ支払いをしていた。

(5) 事務局職員が行っていた議員の活動をサポートする業務について

ア 福利厚生について

人間ドック受診について、議員全員に周知し、受診希望の取りまとめを行っていた。

イ 訃報の情報提供について

議会事務局に通知のあった訃報について、必要に応じて議員全員に情報提供をしていた。

ウ 議員共済について

議員共済年金該当者に係る手続き等の事務を行っていた。

エ 議長・副議長の秘書業務について

対外的な交際に関する業務やスケジュール管理等を行っていた。

## 2 判断

確認した事実等に基づき、本件請求である本件経理事務は公務ではなく、事務局職員の人件費及び事務経費に係る公金の支出は違法・不当であるという主張について次のとおり判断する。

議会事務局は、市町村の議会に条例の定めるところにより、置くことができ（地方自治法第138条第2項）、事務局長は議長の命を受け、その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事し（同第138条第7項）、服務等に関しては地方公務員法の定めるところによる（同第138条第8項）とされている。

議員親睦会そのものについては、請求人の主張どおり任意団体であることに相違ないが、議会及び議員の活動を補助する役割を担っている議会事務局が、全ての議員に門戸を開き、会派を越えての情報交換や情報共有を図ることで、円滑で効率的・効果的な議会運営と活発な議会審議及び諸活動に資するものとする議員親睦会の活動をサポートすることを、公務性のある事務と捉えて実施したことは、地方公務員法第 30 条（服務の根本基準）を明白に逸脱しているとはいえない。

議員親睦会が任意団体である限り親睦会旅行についても公務性のないものといえるが、「第 4 監査の結果 1 確認した事実(3)」のとおり、事務局職員による旅行に関する事務処理は、旅行の企画や業者との折衝等に及ぶものではなく、文書作成や経理事務等付随的事務であり、議員親睦会の活動支援にとどまるものと認められる。

請求人は本件経理事務を議会事務局の事務分掌に該当しない公務外のものとして主張しているが、「第 4 監査の結果 1 確認した事実(5)」をみても、議会事務局における広範な業務の全てが春日井市議会事務局処務規程において詳細に明文化されているものではないことを考慮すれば、当該規程に議員親睦会が記されていないことをもってその活動支援を公務ではないと判断することはできない。

これらのことから、議会事務局長が本件経理事務を地方公務員法第 30 条における職務の一環と解し受嘱したことは妥当であるといえる。

次に、事務局職員の人件費に係る公金の支出は違法・不当であるかについて、春日井市職員の給与に関する条例（昭和 36 年春日井市条例第 1 号）第 15 条に定める給与の減額を行う必要があったか検討することとする。

地方公務員法第 32 条において「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされているが、議会事務局長は、本件経理事務を議員親睦会から受嘱し、議会及び議員の活動をサポートする議会事務局の業務に含まれるものとして事務局職員に分担していたものである。議会事務局長は人件費等の予算執行の決裁権者ではないが、事務局職員が命を受ける職務上の上司に該当するため、事務局職員は上司の職務上の命令に忠実に従ったものであり、職務専念義務違反に問われることはないといえる。

最高裁判所判決（平成 15 年 1 月 17 日第二小法廷判決）によれば、職務命令に重大かつ明白な瑕疵があるときは当該命令は無効とされるが、先に述べたとおり、本件経理事務は議員親睦会の活動自体に直接関与するものではなく、あくまでも活動支援にとどまるものであり、当該職務命令に重大かつ明

白な瑕疵があるとまでは認められない。よって、事務局職員が勤務時間中に行った本件経理事務は、職務命令に従ったものであり、地方公務員法第 35 条が定める職務専念義務に違反せず、春日井市職員の給与に関する条例第 15 条に定める給与の減額を行う必要はないと判断できるものである。

事務経費に係る公金の支出についても、本件経理事務が議会事務局の業務に含まれると認められる限り、市に損害を生じているとはいえず、適正な予算の執行であるといえる。

以上のことから、本件経理事務に係る公金の支出に違法性、不当性は認められない。

### 3 結論

本件請求のうち、本件経理事務に係る違法・不当な公金の支出について請求人の主張には理由がないと認められるので、これを棄却し、その余の請求については住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たらないので、これを却下する。

### 4 意見

本件請求における監査委員の結論は以上のとおりであるが、今回の監査をとおして次の意見を申し添えることとする。

本件経理事務については地方公務員法第 30 条における職務の一環として同第 35 条の規定に沿って遂行されているところであるが、議会は地域の幅広い層の多様な意見をくみ取り市の意思を決定するという重要な役割を担うものであるから、その議会及び議員の活動を補助する議会事務局は、今後とも、変化する社会情勢等に照らし、公務の合理的かつ効率的な執行が確保されるよう努められたい。

## 春日井市職員措置請求書

### 春日井市職員〇〇〇〇に関する措置請求

#### 請求の要旨

- ① 平成30年4月12日から13日にかけて春日井市議会議員親睦会親睦旅行が実施された。行先は宇奈月温泉旅館「延楽」(富山県黒部市宇奈月温泉 347-1)等である。

〇〇〇〇議会事務局長(当時)は年次有給休暇を取得し、平成30年4月12日から13日の同議員親睦会親睦旅行に参加費2万円の会費を支払って公務外で(私的に)参加した。

- ② 議員親睦会ならびに親睦旅行に係る経費は議員の会費によって充てられている。親睦旅行に係る請求額や旅行代金等の内訳は添付書面(「議員親睦会親睦旅行 請求書」)の通りであるが、参加者(29人)一人当たり実際にかけた旅行経費(旅行経費請求額総額を単純に参加人数で除すると6万円超)よりも、〇〇議会事務局長が支払った負担額(参加費2万円)は著しく少額である。したがって、〇〇議会事務局長は、議員親睦会側から供応接待(差額接待)を受けたことになる。さらに、事務局長並びに議会事務局は、議員親睦会や当該親睦旅行の経理事務を議員親睦会から委嘱され、これを受嘱している〔添付書面「春日井市議会議員親睦会規約」第8条2及び、「市議会議員親睦会の開催について(差出人・議員親睦会会長〇〇〇・平成30年3月吉日)」より〕。そうした中、当時事務局長の職位にある春日井市職員〇〇〇〇は議員親睦会や親睦旅行に係る経費や収支等の詳細を把握・熟知する立場にあったにも拘らずこの金額(2万円)の負担で済ませたことはより重大な不正と言える。

これらのことは、「職員の綱紀肅正及び服務規律の確保等について(通知)」1(1)で禁止行為とされている利害関係者からのもてなしそのものであり、市の定める綱紀肅正及び服務規律に違反している。また、国家公務員法・国家公務員倫理規程にも違反する行為であり、当然にして地方公務員にもその規定は準用されるべきものである。

- ③ 議員親睦会は議員相互の親睦を図ることを目的とする私的な団体であり、議員親睦会の活動は市議会、議員にとって公務ではない。つまり、当該団体に係る経理事務は市議会事務局が関与する公務ではない。しかるに、議会事務局は受嘱した議員親睦会並びに親睦旅行に係る経理事務〔添付書面「春日井市議会議員親睦会規約」第8条2及び、「市議会議員親睦会の開催につい

て（差出人・議員親睦会会長〇〇〇・平成 30 年 3 月吉日）」より〕が、議会事務局の事務分掌（春日井市議会事務局処務規程）に該当していないことを認識していたにも拘わらず、当該事務を引き受け、それを議会事務局職員にさせたことは、職務専念義務違反である。且つ、事務局長という立場を利用して事務局職員に義務のないことを行わせ、本来の事務局の職務を妨害した職権濫用・越権行為〔地方公務員法 30 条、地方公務員法 32 条、地方公務員法第 35 条、公務員職権濫用罪（刑法 193 条）〕であり、違法である。

したがって、議会事務局長並びに議会事務局職員が行った行為は、「職務に専念する義務」を明白に逸脱しており、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき公務員にふさわしくない違法行為であり、地方公務員法第 30 条、32 条、33 条、35 条に違反し、同法第 29 条の懲戒処分の対象である。

- ④ 議会事務局長は公平公正に市議会の事務を執行する立場にあるにもかかわらず、職務上利害関係のある職員の私的な親睦旅行に参加したことは、それ自体が、そもそも市民に疑念を抱かせる行為であり、「市職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等について（通知）」並びに地方公務員法 33 条に違反している。

したがって、〇〇議会事務局長の行為は違法不当であり、地方公務員法第 29 条の懲戒処分の対象である。

- ⑤ 議会事務局長が議員親睦会から受嘱（添付書面「春日井市議会議員親睦会規約」第 8 条 2）し、議会事務局が行った、議員親睦会並びに親睦旅行に係る経理事務等は春日井市議会事務局処務規程に該当しない公務外の（私的な）ものであり、それらに要した議会事務局職員の人件費並びに事務経費に係る公金支出は、違法・不当な財務会計上の行為である。

### 春日井市が被った損害

議員親睦会並びに親睦旅行に係る経理事務に要した議会事務局職員の人件費並びに事務経費。

### 請求事項

- ① 春日井市職員〇〇〇〇に対して、議員親睦会並びに親睦旅行に係る経理事務に要した議会事務局職員の人件費並びに事務経費を市に返還することを求めること。
- ② 春日井市長に対して、違法・不当行為を行った春日井市職員〇〇〇〇の懲戒処分を行うことを求めること。
- ③ 議会事務局長に対し、市民に疑念を抱かせる、議員親睦会親睦旅行には今後参加しないことを求めること。

- ④ 議会事務局長並びに議会事務局職員に対して、公務でない議員親睦会に係る一切の事務等を直ちに止めることを求めること。

請求者

住所 春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

職業 〇〇

氏名 〇〇〇〇

住所 春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

職業 〇〇

氏名 〇〇〇〇

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え上記請求事項の通り、必要な措置を請求します。

春日井市監査委員あて

平成 31 年 4 月 11 日

事実証明書（件名のみ記載）

- 1：議員親睦会親睦旅行代金請求書（平成 30 年 4 月 17 日付け）の写し
- 2：「平成 29 年度議員親睦会会計報告について」（平成 30 年 5 月 28 日付け）の写し
- 3：春日井市議会議員親睦会規約の写し
- 4：春日井市議会事務局処務規程の写し
- 5：「職員の綱紀肅正及び服務規律の確保等について（通知）」（平成 30 年 12 月 3 日付け副市長及び総務部長通知）の写し
- 6：「市議会議員親睦会の開催について」の写し

追加の証拠（件名のみ記載）

- 1：令和元年 5 月 7 日付公文書開示請求書の写し
- 2：令和元年 5 月 9 日付公文書開示請求書の写し
- 3：令和元年 5 月 14 日の陳述読み原稿